
水質試験と簡易専用水道検査

水 質 試 験

動 向

今年10月より水質検査機関に対して、水道水質検査方法の妥当性評価ガイドラインの適用が開始された。本ガイドラインは日常的検査を通じて得られた結果が当該水質検査の目的とする濃度レベルに適合しているかどうかの根拠を妥当性評価するものである。登録検査機関は委託先より要求される分析精度を達成できるように、機器・設備及び検査体制等により一層の整備や標準作業書の見直しが求められている。また、亜硝酸態窒素が来年4月より新たに水質基準項目に追加され、基準項目は50項目から51項目になる。農薬関係では分類の見直しが行なわれ、農薬リスト掲載農薬類として1%を超えて検出される可能性の高いとされる120種類が対象となった。

結 果

平成25年度の実施総数は1549件、このうち一般試験は1169件（76%）、14項目以上の精密試験は252件（16%）、その他は128件（8%）。用途別の実施件数では、専用水道水（自家用水道又は水道事業以外に該当する）が38%と最も多く、簡易専用水道水が32%、水道水が12%の順となり、全体の8割を占めた。受託数は昨年度の約8割に減少しており、専用水道を管理する管理会社等の欠落や簡易専用水道水の直結給水化の進展が主な理由に挙げられる。

飲用目的の検査結果のうち不適件数は81件（6%）となり、不適率は例年とほぼ同様である。このうち、井戸水の不適件数は28件（37%）と最も多く、船舶水の15件（14%）、簡易専用水道の23件（5%）と続いている。検査項目では、上水延べ10,994件のうち、水質基準に適合しなかった主な項目では、色度、濁度及び臭気が60件（1.4%）、一般細菌・大腸菌が39件（1.5%）、鉄が7件（3.1%）となっている。これらの不適合項目は使用頻度の少ない井戸水や簡易専用水道などでの発生率が高い傾向を示した。

プール水の検査は近年受託数が微増傾向にあり、今年度は306件を実施した。検査結果では、残留塩素が基準（0.4mg/l）に達しない施設が26%にのぼり、一般細菌や大腸菌の発生が懸念されるため、プール水の消毒設備の管理が課題となっている。

簡易専用水道検査等

動 向

簡易専用水道検査は厚生労働大臣の登録検査機関となり10年が経過した。この間神奈川県を検査区域とした検査機関数は当初の7機関から23機関に増え、大手の管理会社に至っては複数の検査機関に委託していた検査を価格の安い検査機関に集約するなどの傾向が見られ、精度よりも価格勝負がますます顕著になっている。また、揚水ポンプの能力向上に伴い施設の直結化が進み、受水槽を廃止する施設も近年増加し、検査対象施設が減少傾向にある。

検査実施状況と結果

簡易専用水道検査の実施数は1,897件で、前年度より260件減少し、実施率87.9%であった。このうち、横浜市内では1,773件で、前年度より230件減少している。減少の主な要因は、直結給水方式に伴う受水槽の廃止、社宅や寮の廃止、低価格の検査機関への移行などである。また、横浜市を除いた川崎市や神奈川県内でも上記理由で減少している。

検査結果は、実施数1,897件のうち、良好施設1,763件（92.9%）、不適合施設134件であり、このうち28件が行政指導の必要な施設となっている。受水槽の有効容量区分ごとの不適合施設を見ると、市町村別では特に有意差は認められない。

不適合内容の内訳は受水槽の本体の状態、書類の整理保存の状況、マンホールの状態の順となっている。項目別では、地下式受水槽施設で槽内全体の確認ができない施設が最も多く、水槽室底部にたまり水が見られた施設などの順である。また、報告助言項目では、雨水等が浸入する恐れのある施設、槽内に動物等の死骸がある施設などとなっている。

一方、小規模受水槽水道検査は190件で前年度より12件の減少であった。不適合内容については、簡易専用水道検査とほぼ同様な傾向であった。

関係の集計表は138頁に掲載
